

南魚沼市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）の区域外指定に関する取扱い及び利用に関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な利用と運営を実現することを目的とする。

(市外の地域密着型サービス事業所の指定)

第2条 市長は、市外の地域密着型サービス事業所について指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認められ、かつ、当該事業所の所在地の市区町村長の同意が得られたときは、次項に規定する条件を付してその指定をするものとする。

(1) 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年南魚沼市条例第9号）及び南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年南魚沼市条例第10号）に定める基準に適合していること。

(2) 当該事業所の利用を希望する南魚沼市の被保険者（以下この条及び次条において「利用希望者」という。）が市内の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること。ただし、利用希望者が当該事業所の所在地の市区町村に一時的に居所を置いている場合は、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること。

2 前項本文の指定を受けた地域密着型サービス事業所は、当該指定の申請に係る利用希望者以外の南魚沼市の被保険者を利用させてはならない。ただし、市長に申立書を提出し、承認を得た場合は、この限りでない。

(市外の地域密着型サービス事業所のみなし指定)

第3条 市長は、市外の地域密着型サービス事業所について、その指定の申請をしようとする者が前条第1項各号に規定する条件のいずれにも適合していると認めるときは、当該事業所の所在地の市区町村の長に対し、同条第1項本文の同意を要しないことについて、同意を求める協議をするものとする。

2 前項に規定する同意を得ている場合であって、当該指定の申請をした地域密着型サービス事業所について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、次項に規定する条件を付して指定があったものとみなす。

(1) 事業所の所在地の市区町村長が地域密着型サービス事業所の指定をしたとき

当該指定がされた時

(2) 事業所の所在地の市区町村長による地域密着型サービス事業所の指定がされているとき 市長が第1項の申請を受けた時

3 前項本文の指定があったものとみなされた地域密着型サービス事業所は、当該指定の申請に係る利用希望者以外の南魚沼市の被保険者を利用させてはならない。ただし、市長に申立書を提出し、承認を得た場合は、この限りでない。

(他の市区町村長による市内の地域密着型サービス事業所の指定の同意)

第4条 市長は、他の市区町村の長から、市内の地域密着型サービス事業所の指定に係る同意の請求があった場合において、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、次項に規定する条件を付して指定することを条件としてその同意をするものとする。

(1) 当該事業所の定員に空きがあり、利用を希望する他の市区町村の被保険者（以下この条において「利用希望者」という。）を受け入れることが可能であること。

(2) 当該事業所の利用希望者を含めて南魚沼市の被保険者でない利用者（南魚沼市に住民登録があり、住所地特例により他の市区町村の被保険者となっている者を除く。）の割合が、次の表の左欄に掲げる地域密着型サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準を満たすこと。

夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護	契約者数の2割以下であること
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員の2割以下であること
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	登録定員の2割以下であること
認知症対応型通所介護及び域密着型通所介護	1か月の延べ利用者数の2割以下であること

(3) 利用希望者が、住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること。ただし、利用希望者が南魚沼市に一時的に居所を置いている場合は、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること。

2 前項本文の同意により指定を受けた地域密着型サービス事業所は、当該指定の申請に係る利用希望者以外の当該市区町村の被保険者を利用させてはならない。ただし、市長に申立書を提出し、承認を得た場合は、この限りでない。

(他の市区町村長による市内の地域密着型サービス事業所のみなし指定の同意)

第5条 前条の規定は、同条第1項本文の同意を要しないことについてする同意の協議について準用する。この場合において、同条第1項中「指定する」とあるのは「指定があったものとみなす」と、同条第2項中「指定を受けた」とあるのは「指定があったものとみなされた」と読み替えるものとする。

(認知症対応型共同生活介護等の利用)

第6条 市内の地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を利用することができる者は、前2条に規定する場合を除き、南魚沼市に継続して6か月以上住民登録を有している者でなければならない。ただし、住所地特例により他の市区町村の被保険者となっている者は、南魚沼市に継続して5年以上住民登録を有している者でなければならない。

2 転出後も住所地特例により南魚沼市の被保険者となっている者は、当該住所地特例となっている期間も南魚沼市に住民登録を有している期間とみなして前項の規定を適用する。

3 認知症対応型共同生活介護等の利用が早急に必要な特別の事情があると市長が認める場合は、前2項の規定によらず利用することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。